

平成 30 年 7 月 8 日

## 営業店の臨時休業に関する公告

株式会社筑邦銀行は、平成 30 年 7 月 6 日からの大雨の影響による浸水被害により、下記営業店につきまして臨時休業いたしますので、銀行法第 16 条第 1 項及び定款第 5 条の規定に基づき、公告致します。

### 記

1. 臨時休業する営業店

東合川支店(久留米市東合川 5 丁目 2 番 21 号)

2. 休止する期間

平成 30 年 7 月 9 日(月)以降営業を見合わせます。

※営業再開については、あらためてお知らせ致します。

3. 休止する業務

営業店における全業務

以 上

平成 30 年 7 月 8 日

株式会社 筑邦銀行

取締役頭取 佐藤清一郎